岩崎電気株式会社

証券コード　6924

第101回定時株主総会
招集ご通知

日時　平成28年6月28日(火曜日)
午前10時（受付開始 午前9時）

場所　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル　3階コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

IWASAKI

○目次

第101回定時株主総会招集ご通知 …… 1

（株主総会参考書類）
第１号議案　剰余金処分の件 …… 3
第２号議案　取締役８名選任の件 …… 4
第３号議案　監査役１名選任の件 …… 8
第４号議案　補欠監査役１名選任の件 …… 9
第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件 …… 11

（提供書面）
事業報告
１．企業集団の現況 …… 14
２．会社の現況 …… 20

連結計算書類
連結貸借対照表 …… 32
連結損益計算書 …… 33
連結株主資本等変動計算書 …… 34

計算書類
貸借対照表 …… 35
損益計算書 …… 36
株主資本等変動計算書 …… 37

監査報告書
連結計算書類に係る会計監査報告 …… 38
計算書類に係る会計監査報告 …… 39
監査役会の監査報告 …… 40

株主総会会場ご案内図

証券コード　6924
平成28年６月６日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目４番16号
岩崎電気株式会社
代表取締役社長　　伊　藤　義　剛

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第101回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後５時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル　３階コンベンションホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第101期(平成27年４月１日から平成28年３月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第101期(平成27年４月１日から平成28年３月31日まで)計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

4．インターネットによる開示

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.iwasaki.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。

なお、連結注記表および個別注記表は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.iwasaki.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎ 当日会場では空調や照明などの節電を実施させていただく予定であるとともに、軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社の配当政策は、安定的な配当の継続を基本とし、将来の事業展開に備えて内部留保を勘案しつつ、当期の業績並びに事業環境を考慮して配当金を決定しております。
当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式　　１株につき金４円
配当総額　　297,452,324円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月29日

第２号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（８名）が任期満了となります。つきましては、取締役８名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	わたなべ ぶんや 渡邊 文矢 (昭和23年２月10日生) 再任 【取締役会への出席状況】 13回中13回（100.0%）	昭和45年４月　当社入社 平成15年６月　当社取締役 光源事業部長 平成19年７月　当社取締役 光源事業担当 兼 製造本部長 平成20年６月　当社常務取締役 製造本部長 平成21年４月　当社常務取締役 平成22年４月　当社代表取締役社長 平成28年４月　当社取締役会長（現任） 【取締役候補者とした理由】 平成15年に取締役、平成22年に代表取締役社長、平成28年４月には取締役会長に就任し、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社の更なる企業価値向上の実現に貢献できると判断しております。	70,000株
2	いとう よしたけ 伊藤 義剛 (昭和33年５月11日生) 再任 【取締役会への出席状況】 10回中10回（100.0%）	昭和58年４月　当社入社 平成14年10月　当社国内営業事業部 営業統括部 営業企画グループ長 平成18年４月　当社国内営業事業部 営業統括部長 平成19年７月　当社管理本部 経営企画部長 平成24年６月　当社執行役員 管理本部長 平成24年10月　当社執行役員 管理本部長 兼 総務部長 平成25年４月　当社執行役員 光応用事業本部長 平成27年４月　当社上席執行役員 光応用事業本部長 平成27年６月　当社取締役 上席執行役員 光応用事業本部長 平成28年４月　当社代表取締役社長（現任） 【取締役候補者とした理由】 営業部門、経営企画等管理部門、光応用事業部門を経て、平成28年４月に代表取締役社長に就任しており、今までの経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。	9,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	木田喜正 (昭和31年9月7日生) 再任 【取締役会への出席状況】 13回中13回 (100.0%)	昭和55年４月　当社入社 平成17年４月　当社国内営業事業部 北関東ブロック さいたま営業所長 平成20年６月　当社営業本部 営業統括部長 平成21年４月　当社国内営業部部長 平成23年６月　当社取締役 兼 国内営業部部長 平成24年４月　当社取締役 国内営業本部長 平成24年６月　当社取締役執行役員 国内営業本部長 平成25年12月　当社取締役執行役員 国内営業本部長 兼 株式会社ライトキューブ代表取締役社長 平成26年４月　当社取締役執行役員 国内営業本部長 平成27年４月　当社取締役 営業管掌 (現任) 【取締役候補者とした理由】 営業部門に長年携わり、豊富な業務経験を有し、当該業務に精通しております。こうした経験と知見を活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献できると判断しております。	29,000株
4	五月女和男 (昭和33年7月23日生) 再任 【取締役会への出席状況】 13回中13回 (100.0%)	昭和52年４月　当社入社 平成17年４月　当社経営企画室経営管理部長 平成19年４月　当社製造統括部長 平成22年８月　当社製造統括部長 兼 株式会社つくばイワサキ代表取締役社長 平成23年６月　株式会社つくばイワサキ　代表取締役社長 平成23年６月　当社取締役 兼 株式会社つくばイワサキ代表取締役社長 平成24年４月　当社取締役 製造統括本部長 兼 株式会社つくばイワサキ 代表取締役社長 平成24年５月　当社取締役 製造統括本部長 平成24年６月　当社取締役執行役員 製造統括本部長 平成25年４月　当社取締役執行役員 製造統括本部長 兼 埼玉製作所長 平成27年４月　当社取締役 兼 埼玉製作所長 製造管掌（現任） 【取締役候補者とした理由】 経営管理部門を経て製造部門に携わり、豊富な業務経験を有しており、また業務に精通しております。今までの経験と知見を活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献できると判断しております。	21,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	かとう まさのり 加藤 昌範 (昭和34年10月19日生) 再任 【取締役会への出席状況】 13回中13回 (100.0%)	昭和58年４月　株式会社第一勧業銀行 入行 平成２年６月　株式会社第一勧業銀行 企画部企画グループ部長補佐 平成14年４月　株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）内幸町営業第五部次長 平成21年４月　株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）国際審査部長 平成23年６月　当社 国際営業部部長 平成24年４月　当社 財務経理部長 平成25年４月　当社 管理本部長 平成25年６月　当社取締役 管理本部長 平成27年４月　当社取締役 管理本部長 海外管掌 （現任） 【取締役候補者とした理由】 銀行勤務を経て、当社入社後、海外事業部門、財務・経営企画等管理部門に携わり、その職務・職責を適切に果たしております。今までの豊富な経験と知見を活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献できると判断しております。	12,000株
6	たかす としはる 髙須 利治 (昭和22年２月12日生) 再任 社外 独立 【取締役会への出席状況】 13回中13回 (100.0%)	昭和44年４月　トヨタ自動車工業株式会社 入社 平成７年１月　トヨタ自動車株式会社 高岡第２総組立部部長 平成14年５月　トヨタモーターマニュファクチャリング フランス株式会社 代表取締役社長 平成18年４月　関東自動車工業株式会社 顧問 平成18年６月　関東自動車工業株式会社 専務取締役 平成22年６月　関東自動車工業株式会社（現トヨタ自動車東日本株式会社）顧問（非常勤） 平成24年６月　当社取締役 （現任） 【取締役候補者とした理由】 関東自動車工業株式会社(現トヨタ自動車東日本株式会社)の役員を務めた経験があり、社外取締役の立場から経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映させ、また当社から独立した立場からコーポレートガバナンスの強化を図るなど､当社の経営に貢献できると判断しております。	10,000株
7	ひろむら しゅんご 広村 俊悟 (昭和26年６月11日生) 再任 社外 独立 【取締役会への出席状況】 10回中9回 (90.0%)	昭和55年７月　凸版印刷株式会社 入社 平成16年４月　凸版印刷株式会社 広報本部 副本部長 平成19年６月　凸版印刷株式会社 取締役 平成22年６月　トッパン・フォームズ株式会社 常務取締役 平成27年６月　当社取締役 兼 トッパン・フォームズ株式会社 顧問（現任） (重要な兼職の状況) トッパン・フォームズ株式会社 顧問 【取締役候補者とした理由】 凸版印刷株式会社、トッパン・フォームズ株式会社において役員を務めた経験があり、社外取締役の立場から経営戦略などに関する経験と豊富な見識を当社の経営に反映させ、また当社から独立した立場から経営全般に関する助言が期待できるため、当社の経営に貢献できる人物と判断しております。	1,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	ありまつまさゆき 有松正行 (昭和31年10月4日生) 新任	昭和56年４月　当社入社 平成11年５月　当社マーケティング部 商品企画グループ長 平成16年４月　当社機器事業部 照明事業推進部長 兼 商品企画グループ長 平成19年７月　当社光源事業担当 光源事業企画部長 平成20年６月　当社営業本部 光源営業部長 平成21年４月　当社光源営業部長 平成24年４月　当社照明事業戦略本部 商品戦略部長 平成25年４月　当社執行役員 照明事業戦略本部長 兼 商品戦略部長 平成26年４月　当社執行役員 照明事業戦略本部長 兼 照明事業企画部長 平成27年４月　当社上席執行役員 照明事業戦略本部長 兼 照明事業企画部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 商品企画、照明事業戦略部門に携わり、豊富な業務経験を有しており、業務に精通しております。今までの経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。	4,000株

（注）１．＜新任＞の候補者は、新任の取締役候補者であります。
２．取締役候補者 広村俊悟氏はトッパン・フォームズ株式会社の顧問を兼務しております。
３．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
４．取締役候補者 髙須利治氏及び広村俊悟氏 は社外取締役候補者であります。
５．取締役候補者 髙須利治氏及び広村俊悟氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって髙須利治氏は４年、広村俊悟氏は１年となります。
６．(1) 取締役候補者 髙須利治氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
(2) 取締役候補者 広村俊悟氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営や経営戦略などに関する経験と豊富な見識を有しており、また当社から独立した立場として、当グループの成長及び株主価値向上に資する意見・助言等をいただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
７．当社は取締役候補者 髙須利治氏及び広村俊悟氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
８．当社は取締役候補者 髙須利治氏及び広村俊悟氏の間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、髙須利治氏及び広村俊悟氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
９．取締役会への出席状況につきましては、第101期に開催された取締役会について記載しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 合間一衛氏 は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ふじ　い　ひで　や 藤　井　英　哉 (昭和32年3月28日生) 新任	昭和54年 4 月　当社入社 平成22年 6 月　当社取締役 国内営業部統括部長 平成23年 5 月　当社取締役 国内営業部統括部長 兼 株式会社アイワン 代表取締役社長 平成24年 4 月　当社取締役 営業担当 兼 照明事業戦略本部長 兼 株式会社アイワン 代表取締役社長 平成25年 4 月　当社取締役 照明事業戦略本部・総務部担当 兼 株式会社アイワン 代表取締役社長 平成26年 6 月　当社取締役 総務部・内部統制担当 兼 株式会社アイワン 代表取締役社長 平成27年 4 月　当社取締役 総務部・内部統制・事業投資担当 兼 株式会社アイワン 代表取締役社長 平成28年 5 月　当社取締役 総務部・内部統制・事業投資担当(現任) 【監査役候補者とした理由】 営業部門、照明事業戦略部門のほか、総務、内部統制に携わるなど、豊富な経験と知見を有しております。今までの経験と知見を監査に活かすことにより、当社経営の健全性確保に貢献できると考えております。	36,000株

(注) 1．<新任>の候補者は、新任の監査役候補者であります。
2．候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3．監査役候補者 藤井英哉氏は、本総会終結の時をもって、当社取締役を退任いたします。
4．当社は監査役候補者 藤井英哉氏が選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
やまじろ　こうえい 山城興英 （昭和25年8月22日生） 再任 社外	昭和48年４月　株式会社第一勧業銀行 入行 平成11年３月　株式会社第一勧業銀行 国際統括部長 平成14年４月　株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行） 執行役員 内幸町営業第三部長 平成21年４月　東京センチュリーリース株式会社 執行役員副社長 平成23年５月　東京センチュリーリース株式会社 執行役員副社長 退任 平成23年６月　当社監査役 平成23年６月　当社監査役 兼 株式会社清和クリエイト 代表取締役社長 平成24年６月　当社監査役 兼 清和綜合建物株式会社 代表取締役副社長 平成26年10月　当社監査役 兼 清和綜合建物株式会社 顧問 平成26年11月　当社監査役 兼 株式会社丸仁ホールディングス 顧問 兼 清和綜合建物株式会社 顧問 平成27年３月　当社監査役 兼 株式会社丸仁ホールディングス 代表取締役社長（現任） 平成27年６月　当社監査役 退任 （重要な兼職の状況） 株式会社丸仁ホールディングス 代表取締役社長 【補欠監査役候補者とした理由】 金融業務に従事した経験と企業経営に関する豊富な経験から高い見識を有しており、当社経営の透明性、監視・監督機能の維持向上に貢献できると考えております。	2,000株

（注）１．上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．山城興英氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．山城興英氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は経営に関する高い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことを期待したためであります。

４．当社は山城興英氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

＜ご参考＞　社外役員（取締役および監査役）の独立性に関する基準

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

1．当社および当社グループ会社の業務執行者（取締役、執行役員その他の使用人）または監査役でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2．当社の大株主（議決権所有割合10%以上の株主）の重要な業務執行者（取締役、執行役員その他の重要な使用人）または監査役でないこと。
3．当社が大株主（議決権所有割合10%以上の株主）である会社の重要な業務執行者でないこと。
4．当社の主要な取引先（直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、当社との販売取引の対価の支払額または受取額が、連結総売上高の２%超）の重要な業務執行者でないこと。
5．直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、当社および当社グループ会社の主要な借入先である金融機関の取締役、監査役または執行役員その他の使用人でないこと。
6．当社から多額の報酬または寄付（直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、個人は１千万円以上、法人・団体は連結総売上高の２%超）を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家または研究・教育専門家でないこと。
7．当社および当社グループ会社または当社の主要な取引先または当社から多額の寄付を受領する団体の業務執行者の親族関係（３親等以内または同居親族）でないこと。
8．上記の他、独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

１．提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、取締役（社外取締役を除く。）の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、従来の金銭による役員賞与に替えて業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。当社としては、かかる目的に鑑み、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本制度にかかる取締役の報酬等の額及び内容については、平成17年６月29日開催の当社第90回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬等の額（年額400百万円以内。ただし使用人給与分は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を取締役（社外取締役を除く。）に対して支給することといたしたく存じます。

また、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任いただきたく存じます。

現時点において、本制度の対象となる取締役は６名であり、第２号議案のご承認が得られますと、本制度の対象となる取締役は６名となります。

２．本制度における報酬等の額及び内容

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

（２）本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の取締役（社外取締役を除く。）とします。

（３）当社が本信託に拠出する金額の上限

当社は、平成29年３月末日で終了する事業年度から平成31年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、当該３事業年度の期間、及び当該３事業年度の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取

締役への交付を行うために必要となる株式を本信託が先行して取得するための資金として、300百万円を上限として本信託に拠出いたします。
なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として300百万円を上限として追加拠出を行います。
ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

（4）当社株式の取得方法及び本信託が取得する株式数
本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。
当初の対象期間につきましては、本信託設定（平成28年８月予定）後遅滞なく、1,500,000株を上限として取得するものとします。

（5）取締役に交付される当社株式等の具体的な内容
当社は、各事業年度に関して、取締役の職務内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、連結業績達成度等を勘案して計算される数のポイントを取締役に付与します。
取締役に付与される１事業年度あたりのポイント数の合計は、500,000ポイント（当社普通株式 500,000株相当）を上限とします。
なお、取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の交付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

（6）取締役に対する交付時期
取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける場合があります。
なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（参考）
＜本制度の仕組み＞

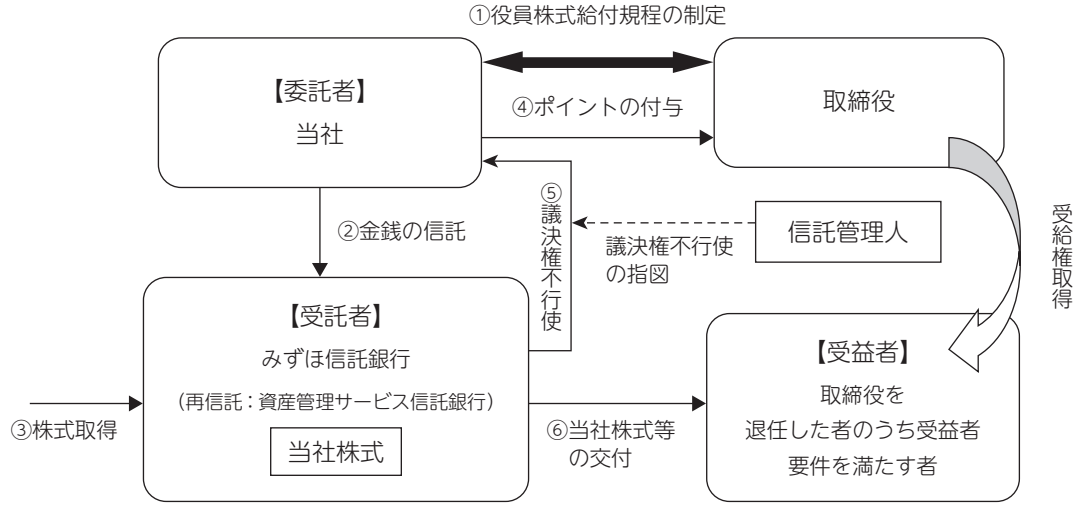

① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を交付します。

以 上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では設備投資や輸出が伸び悩んだものの、失業率の低下、賃金の上昇等により個人消費は底堅く推移しました。また、ユーロ圏においても、労働環境の改善や好調な住宅投資等を背景に景気は緩やかな回復傾向が続きましたが、当年度後半の中国を中心とする新興国の景気鈍化の影響を受け、世界経済全体が減速基調となりました。わが国経済は、大企業を中心に企業収益は高水準にあるものの、年明け以降の株価の下落や円高進行等が企業の景況感および消費マインドを下押しし、先行きの不透明感が一層強まった状況となりました。

このような状況の下、当社グループは、全社重点事業戦略として、「固体照明（SSL）事業の強化拡大」「光応用技術の深掘りによる事業の創造」「海外事業の拡大」の３項目を掲げて事業展開を推進してまいりました。照明事業では、LED照明事業に経営資源を投入し、省エネ、省電力型商品及び高出力型LED照明器具の開発を重点的に行い、光応用事業では、殺菌・滅菌事業、環境改善分野、FPD関連事業の展開に注力いたしました。

これらの結果、売上高は58,206百万円（前年度は59,476百万円で2.1%の減少）、営業利益は2,082百万円（前年度は3,051百万円で31.8%の減少）、経常利益は1,931百万円（前年度は2,756百万円で30.0%の減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は一部の照明機器におけるクレーム対策費用を計上した要因もあり920百万円（前年度は2,371百万円で61.2%の減少）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

＜照明＞

照明事業では、照明需要の主流となったLED照明事業において、当初計画ほどの伸長はしなかったものの、売上高、営業利益とも概ね堅調に推移しました。当社グループでは、屋外照明および高天井施設用のLED照明器具の開発に注力し、投光器ではメタルハライドランプ2000W相当の光束特性を有した高出力型を市場投入し、高天井器具においては明るさや配光性能のバリエーションはもとより、過酷な環境下でも使用可能な「特殊環境形」の商品ラインアップを拡充することで、様々な施設の環境に合わせた適切な照明設計、商品提案を積極的に展開いたしました。一方で、HIDを主力とする従来型照明事業は、LED化の動きを受けて需要の落ち込みが継続する中、売上高、営業利益とも減少しました。

これらの結果、売上高は42,180百万円（前年度は42,318百万円で0.3%の減少）、営業利益は3,570百万円（前年度は4,320百万円で17.4%の減少）となりました。

＜光応用＞

光応用事業は、国内では、環境改善分野の事業における電子線照射装置関連の受注が好調に推移しました。また海外では、FPD関連事業においてアジア地域を中心としたUV照射装置、滴下装置の受注が下支えをし、売上高、営業利益とも堅調に推移しました。一方、情報機器事業については、情報表示板の受注が想定以上に伸び悩んだことで、売上高、営業利益とも大幅に前年を下回りました。

これらの結果、売上高は16,180百万円（前年度は17,285百万円で6.4%の減少）、営業利益は462百万円（前年度は619百万円で25.3%の減少）となりました。

② 設備投資の状況

当期中に行いました設備投資は2,424百万円であり、その主なものは照明事業1,931百万円、光応用事業492百万円であります。

③ 資金調達の状況

当期中に行いました資金調達は、社債及び一部長期借入金の借り換えであります。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区分	第98期 (平成24.4.1から 平成25.3.31まで)	第99期 (平成25.4.1から 平成26.3.31まで)	第100期 (平成26.4.1から 平成27.3.31まで)	第101期(当連結会計年度) (平成27.4.1から 平成28.3.31まで)
売上高 (百万円)	52,062	57,030	59,476	58,206
経常利益 (百万円)	548	2,109	2,756	1,931
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	471	1,439	2,371	920
１株当たり当期純利益	６円34銭	19円35銭	31円88銭	12円38銭
総資産 (百万円)	60,959	67,473	70,573	69,636
純資産 (百万円)	22,081	23,110	27,221	25,958

(3) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社アイ・ライティング・システム	埼玉県鴻巣市	300百万円	60.0	照明機器の製造販売
アイグラフィックス株式会社	東京都墨田区	180百万円	100.0 (12.5)	光応用機器の販売
株式会社つくばイワサキ	茨城県桜川市	100百万円	100.0 (34.4)	照明機器の製造販売
エナジー・サイエンス・インク	米国マサチューセッツ州	18,400千米ドル	100.0	電子線照射装置の製造販売
アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク	米国オハイオ州	18,786千米ドル	100.0	照明機器の製造販売

(注) 議決権比率欄の（ ）は、間接所有による内数であります。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、平成29年３月期を初年度とする中期経営計画（平成29年３月期～平成31年３月期）を策定し、全社重点事業戦略として「付加価値を追求したLED照明事業の拡大」「光・環境事業における新規分野への展開」「海外重点地域への戦略的商品投入による事業の推進」の３項目を掲げて事業展開を推進してまいります。

この全社重点戦略のもと、照明事業は、「屋外照明・高天井照明・特殊照明分野でのシェアの維持拡大」「新たな技術の確立による成長」について取り組んでまいります。特にLED照明事業においては、従来の「高効率・省エネ」の追求だけでなく、「光の質の向上」や「通信制御対応」などの高付加価値商品の開発に注力してまいります。さらに、中長期的には、これまで培ってきた保有技術とIoT通信技術との融合を図り、新たな技術提案・ソリューションの実現に向けた研究開発を推進してまいります。一方で、従来型照明事業は、今後も減少傾向が続くと見込まれますが、HID光源などではメンテナンス需要の取込みなどによるボリューム確保を行うとともに、製造設備の統廃合と生産革新活動を推進することで、事業の効率化を推進してまいります。

光・環境事業においては、「環境試験関連事業の深耕」「殺菌・滅菌・水処理関連事業の拡大」「UVキュア(紫外線硬化)事業の強化」「道路情報板・トンネル防災事業の維持拡大」に取り組み、中長期的な拡大を図ってまいります。当該事業は、これまで名称を「光応用事業」としてきましたが、従来光を使った「光の応用」分野のみならず、EB（電子線）やレーザー光および光以外を組み合わせる事により、「環境負荷低減事業」を推進することを視野に入れていくため、「光・環境事業」と改称いたします。環境試験関連においては、新たな耐候性試験装置の開発や光照射システムの構築を図ることで訴求力を高め、殺菌・滅菌・水処理関連では、「光＋新技術」の複合技術で省エネや環境負荷低減のソリューション展開を推進してまいります。またUVキュアにおいては新たな事業フィールドの創造に取り組み、道路情報板関連においては営業拠点ネットワークを最大限に活用した営業展開を推進してまいります。

海外事業の展開は、特に照明事業において展開エリアを明確にし、現地法人での集中営業展開によりグループとして市場開拓に取り組んでまいります。具体的には、北米における販売ネットワークの強化、タイおよび周辺国での市場開拓を推進し、地域ごとの規格に合った商品開発と戦略的商品の市場投入により事業の深耕を図ってまいります。

当社グループは、これら事業の課題に対応するため、市場の変化に即応した人材最適化と、プロジェクトチーム等による機動的な組織編成によるテーマ推進を行ってまいります。また、グローバル視点での知財戦略、調達戦略を強化し、さらに、将来の事業の柱を積極的に探究するための研究開発およびマーケティング分野への経営資源の配分を重視し、「あかり」と「ひかり」の技術を通して企業価値の向上を図り、持続的に成長できる企業体質の構築を目指してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（平成28年３月31日現在）

当社グループの事業および主要製品は下記のとおりであります。

事業区分	主要製品等	販売実績による構成比
照明事業	ＬＥＤ、照明用高輝度放電灯、安定器、施設用照明器具・装置、白熱灯、その他一般照明	72.3%
光応用事業	特殊用途用光源・器具（水質浄化、殺菌、改質硬化、医療等） 電子線照射装置（改質、滅菌等） 情報機器（道路情報装置、ＩＴ、電子部品等）	27.7%

⑹ **企業集団の主要拠点等**（平成28年３月31日現在）

当　　社	本社	東京都中央区
	生産事業所	埼玉製作所（埼玉県行田市） 川里工場（埼玉県鴻巣市） 本庄工場（埼玉県児玉郡上里町）
	販売事業所	東京営業所（東京都中央区） 大阪営業所（大阪府大阪市）
	その他	ショールーム（東京都中央区）
株式会社アイ・ライティング・システム	本社	埼玉県鴻巣市
アイグラフィックス株式会社	本社	東京都墨田区
株式会社つくばイワサキ	本社	茨城県桜川市
エナジー・サイエンス・インク	本社	米国マサチューセッツ州
アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク	本社	米国オハイオ州

(7) **使用人の状況**（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
照明	1,351 (117) 名	1 (△7) 名
光応用	639 (35) 名	△9 (△9) 名
全社(共通)	48 (0) 名	△1 (△2) 名
合計	2,038 (152) 名	△9 (△18) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
989 (103) 名	△13 (△10) 名	43.2歳	19.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,600百万円
株式会社三井住友銀行	1,533百万円

(注) 1．上記金額には、社債（私募債）の未償還額を含んでおります。

2．当連結会計年度末日において1,500百万円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、借入実行残高はありません。なお、この協調融資団は、下記のとおりであります。

株式会社みずほ銀行（主幹事）
株式会社三井住友銀行
株式会社横浜銀行
株式会社りそな銀行
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　239,000,000株
② 発行済株式の総数　78,219,507株（自己株式3,856,426株を含む）
③ 株主数　8,286名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社みずほ銀行	2,838千株	3.82%
株式会社三井住友銀行	2,686	3.61
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,919	2.58
日本土地建物株式会社	1,846	2.48
明治安田生命保険相互会社	1,800	2.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,624	2.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,586	2.13
岩崎電気協力会持株会	1,558	2.09
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,542	2.07
アイランプ社員持株会	1,404	1.88

（注）1．信託銀行各社の持株数は、信託業務に係る株式数であります。
2．当社は自己株式を3,856,426株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式3,856,426株を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	渡　邊　文　矢	
取　締　役	藤　井　英　哉	総務部・内部統制・事業投資担当 株式会社アイワン 代表取締役社長
取　締　役	木　田　喜　正	営業管掌
取　締　役	五月女　和　男	埼玉製作所長　製造管掌
取　締　役	加　藤　昌　範	海外管掌　管理本部長
取　締　役	伊　藤　義　剛	上席執行役員　光応用事業本部長
取　締　役	髙　須　利　治	
取　締　役	広　村　俊　悟	トッパン・フォームズ株式会社　顧問
監　査　役（常勤）	合　間　一　衛	
監　査　役（常勤）	吉　井　照　雄	
監　査　役	山　崎　正　之	株式会社ＴＢＫ　社外取締役
監　査　役	池　田　浩　一	日本土地建物株式会社　顧問

（注）
1．取締役　髙須利治、広村俊悟の両氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役　山崎正之、池田浩一の両氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．監査役　山崎正之氏は金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社は、取締役 髙須利治、広村俊悟、監査役 山崎正之の３氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．平成27年６月26日付けで取締役及び監査役の地位、担当を以下のとおり変更しております。
〔就任〕（取締役）　伊藤義剛、広村俊悟　（監査役）　吉井照雄、池田浩一
〔退任〕（監査役）　山内則明、山城興英
6．当社は執行役員制度を導入しており、取締役兼務者を除く平成28年３月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。
〔上席執行役員〕稲森　真、有松正行　〔執行役員〕星野治彦、上原純夫、山田智彦、井上博文

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2)	159百万円 (14)
監査役 (うち社外監査役)	6 (3)	40 (9)
合計	14	199

(注) 使用人兼務取締役の使用人給与相当額は、支給していないため含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役 広村俊悟氏はトッパン・フォームズ株式会社の顧問を兼務しております。
当社とトッパン・フォームズ株式会社との間には特別な関係はありません。
・社外監査役 山崎正之氏は株式会社ＴＢＫの社外取締役を兼務しております。
当社と株式会社ＴＢＫとの間には特別な関係はありません。
・社外監査役 池田浩一氏は日本土地建物株式会社の顧問を兼務しております。
当社と日本土地建物株式会社との間には特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会（13回開催）		監査役会（12回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役	髙須利治	13回	100.0%	－	－
社外取締役	広村俊悟	9回	90.0%	－	－
社外監査役	山崎正之	13回	100.0%	12回	100.0%
社外監査役	池田浩一	10回	100.0%	9回	100.0%

(注) 社外取締役 広村俊悟、社外監査役 池田浩一の両氏は、平成27年６月26日開催の第100回定時株主総会において選任されました。両氏の選任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は９回であります。

・取締役会および監査役会における発言状況

社外取締役 髙須利治氏は当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、適宜議案審議および業務執行等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べております。

社外取締役 広村俊悟氏は就任後に開催された取締役会10回のうち９回出席し、適宜議案審議および業務執行等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べております。

社外監査役 山崎正之氏においては、当事業年度に開催された取締役会および監査役会全てに出席しており、適宜議案審議および監査等に必要な発言を行っております。

社外監査役 池田浩一氏につきましては、就任後に開催された取締役会および監査役会全てに出席しており、適宜議案審議および監査等に必要な意見を述べております。

3）責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、報酬額が妥当であると判断しました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、監査役会が会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を遂行することが困難であると認めた場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

④ 会計監査人の業務停止処分

会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に係る事項
金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容
１）処分の対象者
新日本有限責任監査法人
２）処分の内容
契約の新規の締結に関する業務の停止　３ヵ月
(平成28年１月１日から同年３月31日まで)
３）処分理由
・社員が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

なお、監査役会は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組みを評価するとともに、当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていると判断しております。

⑷ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会は企業理念及び行動規範を定めるとともに取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を制定します。
2）取締役の業務執行に当たっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、法令及び定款への適合含め総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
3）取締役は取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、コンプライアンスコミッティーを設置し、使用人の日常業務における法令等への違反が起きないよう教育・指導・監視を行い是正案を検討実施します。
4）社外取締役は取締役会に出席し、決議内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに、その他の機会において業務執行に対する監督機能を担い、客観的な立場から経営の判断やアドバイスを行います。
5）監査役は取締役会等の重要会議に出席し、その決議等が法令及び定款に違反していないか、また職務権限に基づく決裁事項が法令等に違反していないか調査し、是正及び改善を求めます。
6）独立役員を選任することにより、一般株主の利益の保護を図り、経営の透明性と客観性の確保を行います。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び文書取扱基準等の社内規程に従い、各担当部署に適切な保存及び管理させています。
2）取締役及び監査役は、取締役会議事録及び決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

③　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）当社は取締役会及びＴＭＣ（経営会議）等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により事業リスクの管理を行います。
2）リスクマネジメント規程に従い、製品品質・安全・知的財産、環境、労務等に関するリスクならびにコンプライアンスについては所管する責任部署においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る体制を構築しています。
その重要なリスクは遅滞なく取締役会に報告します。
3）災害に対しては防災規程に従い、定期的に教育・訓練を行うとともに、有事の際、速やかに対処できる体制を構築しています。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行取締役ならびに執行役員の職務の分担を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに、職務の執行状況を監督しています。
2）取締役会は職務分掌規程、職務権限規程、その他諸規程・基準を制定することで、各職位の責任と権限を定めることにより取締役の適正かつ効率的な職務執行体制を確立しています。
3）取締役は、半期・年度計画を策定し、当該計画に基づく各執行部の活動の進捗状況について、各担当取締役及び執行役員等による定期報告によって確認・検証し、その対策を立案・実行しています。

⑤　当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）コンプライアンスコミッティーは、使用人が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するために、小委員会を組織しコンプライアンスに関する研修を行うことにより、使用人がコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成しています。
2）コンプライアンスコミッティーは、問題発生時の調査と対応について、問題の性質により、担当部署に適宜委嘱し監督指導します。使用人にコンプライアンスに反する行為が認められた場合、遅滞なく取締役会及び監査役に報告します。
3）営業部門においては特に独占禁止法を順守しての職務執行体制を確保するために、コンプライアンスコミッティーの下部組織として公正取引推進委員会を組織し営業部門へのコンプライアンス意識の醸成、教育、予防、リスク管理を行っています。
4）内部通報制度は、内部通報規程により、使用人に法令違反行為に対する通報を義務付けるとともに通報者の権利を保護し、的確な調査・対応が行われる有効性を確保しています。

5）社長直結の組織である内部監査室は、従来の使用人に対する社内監査業務のほかに、内部統制システムを維持していくために、検証しています。
6）当社は、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。

⑥　次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
ロ）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ハ）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ニ）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社はイワサキグループ・コンプライアンス・プログラムを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
2）当社は、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程を定め、子会社を含む関係会社に関する管理基準を明確化し、関係会社全般管理責任者と各会社を管理する直接管理責任者を置き、子会社の一定の重要事項については親会社に対する報告を義務付け、子会社を指導・育成することによりイワサキグループの強化、発展を図ります。
また上記規程により子会社の経営に関する重要事項の承認は子会社の取締役会のみならず親会社の取締役会またはＴＭＣ（経営会議）にて審議することで企業集団における業務の適正を確保することに努めます。
3）当社は子会社を含む関係会社に取締役及び監査役を派遣することにより、取締役会等の会議体において経営計画や事業計画の策定内容および職務の執行内容について報告を求め、その内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに各執行部の活動の進捗状況について確認・検証することで効率性を確保しています。
4）一定以上の業務組織規模を有する子会社、株式会社アイ・ライティング・システム、アイグラフィックス株式会社及び株式会社つくばイワサキの３社の取締役会においては当社体制に準じてそれぞれ独自に「業務の適正を確保するための体制」について決議しています。
5）当社のリスクマネジメント規程に従い、リスクマネジメント委員会は関係会社に係るリスクに関わる情報収集を行いリスク発生の兆候を洞察し適切に対応します。
6）当社内部監査室により、定期的に国内関係会社の業務監査を実施し、検証結果を当該社長、監査役に報告すると同時に当社社長、全般・直接管理責任者及び監査役に報告することで業務の適正を確保することに努めます。

7）反社会的勢力には組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たせない体制を整備します。

⑦　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該使用人の設置方法、人数、地位等について決議することとします。

⑧　前号の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

取締役会において監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを決議した場合、取締役会は当該使用人の報酬または人事異動等について監査役会の意見を尊重し決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

⑨　当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、専ら監査役の指揮命令に従います。当社は、内部規程において、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨及び当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を定めています。

⑩　次に掲げる体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ）当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
ロ）当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

1）取締役会議事録、ＴＭＣ（経営会議）議事録、本部長会議議事録、稟議決裁書等全ての重要な決定事項に関する文書は、監査役に閲覧します。
2）取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、あるいは内部監査の実施結果については遅滞なく監査役会に報告します。
3）取締役及び使用人は、職務執行に関して全社的に当社及び当社グループに、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告します。
4）当社子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく子会社監査役及び当社直接管理責任者に報告するものとし、これを受けた子会社監査役及び当社直接管理責任者は直ちに当社監査役会に報告します。

5）当社内部監査室は当社グループにおける内部監査の実施結果および是正状況について、適宜監査役会に報告します。
6）当社グループの内部通報制度の担当部署である総務部は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。

⑪ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に明記し周知徹底しています。

⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署である総務部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処置します。

⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図っています。
2）監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、内部監査計画や監査結果等につき、情報交換及び意見の交換を行っています。
3）監査役は、取締役及び使用人との会合を適宜開催し、監査上の重要事項等について意見交換を行っています。
4）監査役は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議（取締役会、ＴＭＣ（経営会議）、本部長会議など）へ出席します。
5）監査役は、定期的にグループ会社監査役連絡会議を開催し、子会社を含む関係会社の監査役、監査役非設置会社の非常勤取締役を兼務した当社取締役及び内部監査室長と、監査計画や内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図ります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

・当社は「イワサキグループ・コンプライアンス・プログラム」に基づき常勤取締役、常勤監査役及び各部門のコンプライアンス小委員会の委員長で構成されるコンプライアンスコミッティーによって、各部門及びグループ子会社における研修の実施状況、法令及び社内規程の順守状況ならびに内部通報の状況などの重点確認事項に関する報告を受けるとともに、コンプライアンス違反の発生後の対応及び再発防止策の実施について審議いたしました。
またその内容については適宜、取締役会に報告し社外取締役及び社外監査役からの意見を求めることで更なるコンプライアンス意識の向上に取り組みました。

・当社は当社社員及びグループ子会社社員を対象とする「内部通報規程」に基づき当社内及び弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を設けており、通報された情報、相談等に関しては厳格な管理と適切な対応を行いました。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

・当社は取締役会及びＴＭＣ（経営会議）等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により事業リスクの管理を行いました。

・当社は「リスクマネジメント規程」に基づきリスクマネジメント委員会を定期的に開催し、リスク情報の収集・評価を行い当社グループにおいて想定されるリスクの予防に取り組みました。またその内容については適宜、取締役会に報告し取締役及び監査役からの意見を求めることで有効なリスクマネジメントの体制構築に取り組みました。

③ 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

・当事業年度において取締役会を１３回開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に定められた経営上重要な事項の審議決定を行うとともに各取締役、執行役員による業務執行の監督を行いました。
・社外取締役２名は独立的かつ客観的・専門的立場から意見を述べるとともに、監査役会と連携して取締役の業務執行に関する提言等を積極的に行いました。
・また取締役会議事録についても正確に記録作成し、情報の保存及び管理を適切に行いました。

④　子会社の経営管理に対する取組みの状況

・当社は「関係会社管理規程」に基づき重要な事項の承認は子会社の取締役会のみならず親会社の取締役会またはＴＭＣ（経営会議）にて審議し決裁しました。また四半期ごとに経営状況、財務状況について報告を受けるとともに親会社から派遣している非常勤取締役、監査役によって法令、定款、取締役会規程を順守しての執行状況の監督を行いました。

⑤　監査役の職務の執行について

・当社の監査役会は社外監査役２名を含む監査役４名で構成されております。
当事業年度において監査役会は１２回開催され、各監査役から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。
また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、社外取締役、会計監査人及び内部監査室との連携、取締役会・ＴＭＣ（経営会議）への提言を適宜行い、監査の実効性向上に取り組みました。

⑸　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
Ⅰ　流動資産	**46,756**	**Ⅰ　流動負債**	**18,894**
現金及び預金	16,749	支払手形及び買掛金	10,463
受取手形及び売掛金	14,501	電子記録債務	2,402
電子記録債権	979	短期借入金	1,120
商品及び製品	7,483	１年内返済予定の長期借入金	33
仕掛品	1,767	未払法人税等	390
原材料及び貯蔵品	3,843	未払消費税等	193
繰延税金資産	867	賞与引当金	746
その他	598	クレーム処理引当金	299
貸倒引当金	△34	その他	3,246
Ⅱ　固定資産	**22,880**	**Ⅱ　固定負債**	**24,783**
１．有形固定資産	**16,788**	社債	3,600
建物及び構築物	4,367	長期借入金	2,350
機械装置及び運搬具	1,329	繰延税金負債	645
工具、器具及び備品	562	再評価に係る繰延税金負債	1,290
土地	10,044	退職給付に係る負債	14,078
リース資産	115	資産除去債務	66
建設仮勘定	368	その他	2,752
２．無形固定資産	**621**	**負債合計**	**43,677**
ソフトウエア	443	**【純資産の部】**	
その他	178	**Ⅰ　株主資本**	**22,974**
３．投資その他の資産	**5,470**	**資本金**	**8,640**
投資有価証券	4,324	**資本剰余金**	**2,016**
長期貸付金	9	**利益剰余金**	**13,231**
繰延税金資産	311	**自己株式**	**△913**
その他	855	**Ⅱ　その他の包括利益累計額**	**1,747**
貸倒引当金	△30	**その他有価証券評価差額金**	**1,377**
		土地再評価差額金	**2,716**
		為替換算調整勘定	**163**
		退職給付に係る調整累計額	**△2,509**
		Ⅲ　非支配株主持分	**1,236**
		純資産合計	**25,958**
資産合計	**69,636**	**負債純資産合計**	**69,636**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**58,206**
売上原価		**40,580**
売上総利益		**17,626**
販売費及び一般管理費		15,544
営業利益		**2,082**
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	95	
受取賃貸料	20	
保険配当金	23	
その他	42	196
営業外費用		
支払利息	123	
持分法による投資損失	116	
為替差損	25	
その他	81	347
経常利益		**1,931**
特別利益		
固定資産売却益	407	
投資有価証券売却益	42	449
特別損失		
固定資産除売却損	71	
クレーム処理費	50	
クレーム処理引当金繰入額	299	
関係会社清算損	59	
その他	2	483
税金等調整前当期純利益		**1,897**
法人税、住民税及び事業税	585	
法人税等調整額	308	893
当期純利益		**1,003**
非支配株主に帰属する当期純利益		82
親会社株主に帰属する当期純利益		**920**

連結株主資本等変動計算書

(平成27年４月１日から平成28年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,640	2,013	12,606	△911	22,348
当期変動額					
剰余金の配当			△297		△297
親会社株主に帰属する当期純利益			920		920
自己株式の取得				△2	△2
土地再評価差額金の取崩			1		1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		3			3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	3	624	△2	625
当期末残高	8,640	2,016	13,231	△913	22,974

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,615	2,646	371	△1,013	3,619	1,253	27,221
当期変動額							
剰余金の配当							△297
親会社株主に帰属する当期純利益							920
自己株式の取得							△2
土地再評価差額金の取崩							1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△238	69	△207	△1,496	△1,872	△16	△1,889
当期変動額合計	△238	69	△207	△1,496	△1,872	△16	△1,263
当期末残高	1,377	2,716	163	△2,509	1,747	1,236	25,958

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
Ⅰ　流動資産	**29,698**	**Ⅰ　流動負債**	**14,466**
現金及び預金	8,836	支払手形	2,961
受取手形	2,074	電子記録債務	2,402
電子記録債権	953	買掛金	6,718
売掛金	10,412	リース債務	27
商品及び製品	4,345	未払金	1,053
仕掛品	442	未払法人税等	151
原材料及び貯蔵品	1,570	未払消費税等	67
前渡金	134	未払費用	116
前払費用	83	前受金	42
短期貸付金	136	預り金	125
繰延税金資産	641	賞与引当金	501
未収入金	70	クレーム処理引当金	299
その他	0	**Ⅱ　固定負債**	**20,660**
貸倒引当金	△4	社債	3,600
Ⅱ　固定資産	**22,318**	長期借入金	2,300
１．有形固定資産	**14,081**	リース債務	33
建物	2,948	繰延税金負債	579
構築物	144	再評価に係る繰延税金負債	1,290
機械及び装置	756	退職給付引当金	10,322
車両運搬具	17	長期預り保証金	2,416
工具、器具及び備品	367	資産除去債務	38
土地	9,572	その他	79
建設仮勘定	274	**負債合計**	**35,126**
２．無形固定資産	**497**	【純資産の部】	
ソフトウエア	425	**Ⅰ　株主資本**	**12,827**
電話加入権	15	**資本金**	**8,640**
リース資産	56	**資本剰余金**	**1,909**
３．投資その他の資産	**7,738**	資本準備金	1,909
投資有価証券	3,567	**利益剰余金**	**3,191**
関係会社株式	2,511	利益準備金	44
出資金	13	その他利益剰余金	3,147
関係会社出資金	779	繰越利益剰余金	3,147
長期貸付金	659	**自己株式**	**△913**
長期前払費用	0	**Ⅱ　評価・換算差額等**	**4,062**
敷金及び保証金	261	**その他有価証券評価差額金**	**1,345**
破産更生債権等	11	**土地再評価差額金**	**2,716**
その他	0	**純資産合計**	**16,890**
貸倒引当金	△65		
資産合計	**52,016**	**負債純資産合計**	**52,016**

損益計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**46,936**
売上原価		**35,642**
売上総利益		**11,294**
販売費及び一般管理費		10,263
営業利益		**1,030**
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	406	
受取賃貸料	167	
保険配当金	22	
貸倒引当金戻入額	54	
その他	58	715
営業外費用		
支払利息	87	
社債利息	21	
貸与資産減価償却費	129	
為替差損	25	
その他	98	361
経常利益		**1,385**
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	42	46
特別損失		
固定資産除売却損	60	
関係会社株式評価損	85	
クレーム処理費	50	
クレーム処理引当金繰入額	299	
その他	4	500
税引前当期純利益		**931**
法人税、住民税及び事業税	167	
法人税等調整額	260	427
当期純利益		**503**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
					繰越利益剰余金			
当期首残高	8,640	1,909	1,909	14	2,968	2,983	△911	12,622
当期変動額								
剰余金の配当				29	△327	△297		△297
当期純利益					503	503		503
自己株式の取得							△2	△2
土地再評価差額金の取崩					1	1		1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	29	178	207	△2	205
当期末残高	8,640	1,909	1,909	44	3,147	3,191	△913	12,827

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,567	2,646	4,213	16,836
当期変動額				
剰余金の配当				△297
当期純利益				503
自己株式の取得				△2
土地再評価差額金の取崩				1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△221	69	△151	△151
当期変動額合計	△221	69	△151	54
当期末残高	1,345	2,716	4,062	16,890

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

岩崎電気株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　河野　明　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　植村文雄　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、岩崎電気株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩崎電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

岩崎電気株式会社
　取締役会　御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　河野　明　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　植村文雄　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、岩崎電気株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び内部監査部門並びに新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、会社計算規則第131条各号に掲げる会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、平成27年12月22日付金融庁による業務改善命令に関し、会計監査人が提出した業務改善計画の概要及びその実施状況について説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月18日

岩崎電気株式会社　監査役会

常勤監査役　合間一衛　㊞

常勤監査役　吉井照雄　㊞

社外監査役　山崎正之　㊞

社外監査役　池田浩一　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会 場　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル　３階コンベンションホール

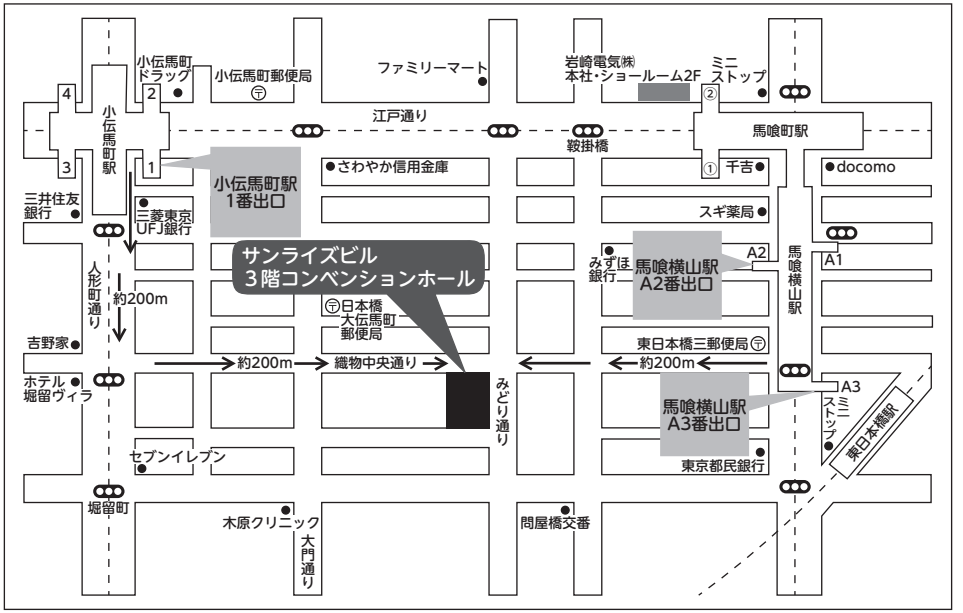

アクセス

- ■ 都営新宿線「馬喰横山駅」より徒歩約３分（出口A3）
- ■ 都営浅草線「東日本橋駅」及びＪＲ総武快速線「馬喰町駅」より徒歩約４分
  （地下道を利用し、都営新宿線方面の出口A3が便利です）
- ■ 東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」より徒歩約４分（１番出口）

※　会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※　受付は午前９時に開始いたします。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。